

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：32689

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885082

研究課題名(和文)現代国際法における国際武力紛争終結の法理

研究課題名(英文)Termination of International Armed Conflict under Contemporary International Law

研究代表者

廣見 正行(Hiromi, Masayuki)

早稲田大学・法学大学院・助手

研究者番号：20707541

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、第二次世界大戦以後に発生した国際武力紛争が「いつ」「どのように」終結するかという終戦に関する国際法理論を確立しようとするものであった。戦後の国家実行は、休戦協定により国際武力紛争が終結するとの認識を示している。しかし、従来の国際法学において、休戦は、戦闘の「一時停止」にとどまるものと解されてきた。

本研究では、英国公文書館、国連公文書館で収集した資料から、紛争当事国および国連が、具体的な紛争において、休戦協定締結後の戦闘の再開は国際法、とりわけ国連憲章第2条4項によって禁止されるとの認識を示していることが明らかとなった。こうして得られた成果を基にした博士論文を上智大学に提出した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this project is to establish international legal theory on termination of armed conflict, i.e., when and how international armed conflict, occurred after WWII, was terminated. State practice after WWII suggests that international armed conflict is terminated by armistice agreement (AA). However, under the traditional international legal theory, the legal function of AA had been understood as mere "suspension" of hostilities and not "termination" of war. In this project, according to much documents collected at UK National Archives and UN Archive, it was clarified that the belligerent states and the third parties, such as the United Nations, recognize that resumption of hostilities after the conclusion of AA is strictly prohibited by international law as well as by Article 2(4) of the Charter of the United Nations in concrete cases. This results reflected in my doctorate thesis submitted to Sophia University.

研究分野：国際法学

キーワード：国際法学 休戦協定 安全保障 武力紛争法 国際連合憲章 国連平和維持活動

1. 研究開始当初の背景

(1) 武力紛争に関する国際法の議論は、これまで安全保障法と武力紛争法という2つの法規範を分析軸として展開されてきた。しかし、安全保障法の議論は、原則として武力行使が禁止されていることを前提として、例外的に許容される自衛や国連の軍事的措置について論じることとなるため、その関心は武力紛争の「開始」に集中してきた。また、武力紛争法は、武力紛争の期間中における紛争当事者の行為を規律する規範であるため、その関心は武力紛争の「遂行」に集中する。これらの議論は、やや逆説的に言うと、「どのように戦争を開始するか」(始戦論)あるいは「どのように戦争を遂行するか」(交戦論)という内容を中心としており、「どのように戦争を終結させるか」という終戦論の始点は欠如していた。

(2) これまで武力紛争の終結をめぐる問題は、個別具体的な武力紛争に関して「戦後処理」という形で、政治的・外交的に処理されてきた。また、武力紛争の終結に関する国際法上の議論も、それに対応する形で、個別具体的な武力紛争に即して断片的に取り上げられ、あるいは教科書の一部項目として簡潔に触れられるに過ぎず、国際法の一般理論として体系的な研究がなされてきたとは言い難かった。

(3) 他方で、戦前の国際法学では、戦争は平和条約により終了するものとされ、戦争終結に関する一般理論が確立されていた。しかし、戦後も数多くの武力紛争が発生しているにもかかわらず、第二次世界大戦後の武力紛争において平和条約が締結された事例はほとんど存在していない。また、戦後は、武力により強制された条約を無効とする条約法の規則が確立されたため、戦勝国が敗戦国に対して和平条件を強制する平和条約は法的に締結されなくなっている。

(4) これに対し、戦後の武力紛争においては休戦協定の締結が顕著であり、国際関係は休戦協定によって武力紛争が終結したとの認識を示している。しかし、従来の国際法学において、休戦は、文字通り、戦闘の「一時停止」を意味するものとされ、武力紛争を「終結」する機能を有しないものとされてきた。このことは、休戦協定締結後に紛争当事国が敵対行為・戦闘を再開できることを意味している。先行研究は、伝統的な休戦理論(戦闘の一時停止)と現代の国際認識(休戦協定による武力紛争の終結)との間隙を指摘するにとどまり、伝統的な休戦理論を克服するための理論的根拠を体系的に研究していなかった。

2. 研究の目的

(1) 以上の学説状況を踏まえ、本研究は、第二次世界大戦後に発生した国際武力紛争の終結要因と終結時点を国際法学の観点から実証的に検討し、現代国際法における終戦

理論を確立することを目的とした。

(2) 具体的には、終結要因として休戦協定に着目し、戦後の国際法秩序において休戦協定が新たに武力紛争を終結させる機能を担っていることの理論的根拠を明らかにすることを目的とした。これまで武力紛争の終結をめぐる問題は個別具体的な武力紛争に即して政治的・外交的に処理されてきたところ、本研究では、現代における休戦協定の法的機能を明らかにし、終戦に関する国際法の一般理論を確立することによって、現実の武力紛争を終結させるための新たな方法を提示し、もって国際社会における安定的平和の確立に貢献することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 本研究の重点は、休戦交渉における紛争当事国の認識を調査分析することに置かれた。一般に条約の解釈においては、文言に依拠するとともに、起草過程における当事国の意思を参照することによって、その意味を明らかにする作業が行われるが、とりわけ休戦協定の場合は、起草過程(休戦交渉)における紛争当事国の意思が重要となる。紛争当事国が、休戦交渉において、休戦協定締結後の戦闘再開を認めていたならば、結果として成立した休戦協定は武力紛争を終結させる機能を有していないこととなる。

(2) 他方で、戦後の休戦交渉においては、国連や局外第三国が関与し、第三者として休戦の調停・仲介を行う事例が多い。したがって、紛争当事国の主観的な認識を調査・分析するだけでは不十分であり、国連や局外第三国の認識を追加的に調査・分析することによって、休戦協定に対する客観的な認識を得ることが必要とされた。

(3) ただし、上記の調査・分析によって明らかとなる法的認識は、個別具体的な武力紛争の文脈で特定の紛争当事国によって締結された休戦協定に関する解釈に限定される。この意味で、個々の休戦協定は、一般的な条約と同様、当事国間の合意を前提として一般国際法を逸脱する特別法を構成しうる。しかし、戦後の国際関係は、休戦協定によって武力紛争が終結したとの認識を一般的に示している。そこで、個別具体的な休戦協定の解釈を超えて、休戦協定の統一的な法的認識が確立しているかどうか、一般的な休戦協定の解釈ができるかどうか、各休戦協定の比較研究することが必要とされた。

4. 研究成果

(1) 2013年12月のイギリス・ロンドンの「英国公文書館」における外交資料の調査によって、英国の関与したフォークランド紛争、朝鮮戦争、湾岸戦争に関する英国の国際法上の認識について調査を行った。2014年3月および2014年12月のアメリカ・ニューヨークの「国連公文書館」における国連文書の調査においては、四次にわたる中東戦争および

1960年代のコンゴ紛争に関して、紛争の局外第三者である国連の認識について調査を行った。同調査では、また、紛争当事国が国連に対して行った法的な主張も明らかとなった。これらの調査を通じて、紛争当事国や国連が、休戦交渉において、休戦協定締結後の戦闘の再開が国際法、とりわけ武力行使を禁止する国連憲章第2条4項によって厳格に禁止されていることについて異論ないとの一般的認識を有していることが明らかとなった。

(2) 2014年7月にはスイス・ジュネーブの「国連欧州本部」において国連国際法委員会の審議を傍聴した。同委員会では「武力紛争に関連する環境保護」が審議されており、武力紛争の終結後の環境保護および環境損害の回復も一つのテーマであった。会期中、同委員会の委員と意見交換を行い、同議題が対象とする「武力紛争の終結」はどのような要因によりもたらされ、武力紛争はどの時点で終結するかに関して、休戦協定の機能に着目すべきとの意見が委員によって取り上げられ、審議に反映された。同委員会の議論では、「武力紛争の終結」を確定する要因と時点は法的に不明確な点が多いとして、それらは明らかとされなかったが、現在の国際法学の最先端の議論状況を垣間見ることができた。(審議は継続中であり、今後、同委員会において休戦協定の法的機能について明確化されることが期待される。)

(3) 以上の資料収集および審議傍聴によって以下の2点が明らかとなった。

個別の休戦協定の解釈(個別的解释)

休戦協定は個別具体的な武力紛争の文脈で特定の紛争当事国によって締結される条約であるため、その内容は必ずしも一律であるとは限らない。しかし、個々の休戦協定を参照すると、そこには一定の傾向が存在する。とりわけ、「休戦協定」の定義上、“cessation of hostilities”(戦闘の停止/終了)に関する条項が存在することが、休戦協定の最低限の構成要素となる。

しかし、文言上、“cessation”の意味は必ずしも明確ではない。“cessation”は“suspension”と同様に「一時停止」と解されることもあれば、“termination”と同様に「終結」と解されることもある文言である。

個別具体的な休戦交渉の資料分析・調査から、紛争当事国および交渉を周旋・仲介した国連や局外第三国は、休戦協定締結後の戦闘再開は国際法上禁止されていると一般的に認識していることが明らかとなった。したがって、個別具体的な休戦協定の定める“cessation of hostilities”の条項は、戦闘の「一時停止」ではなく、武力紛争の「終結」を意味すると解釈される。

国連憲章と休戦協定との関係(体系的統合)

その上で、個別に析出された個々の休戦協定の解釈において、休戦協定とは別の条約で

ある国連憲章との関係が、とりわけ国連において意識されていることが明らかとなった。これにより、個別具体的な休戦協定の解釈において、休戦協定の「外部にある」国際法規範である、国連憲章第2条4項(武力行使禁止原則)の趣旨・目的・内容が休戦協定に「取り込まれる」こととなる(体系的統合)。したがって、特別法たる休戦協定だけでなく、一般法たる国連憲章によっても、休戦協定締結後の「戦闘開始」が一般的に禁止されることとなる。これにより、個々の条約解釈としてだけでなく、国際法の一般理論として体系的にも「休戦協定によって武力紛争が終結する」という命題を実証することに成功した。さらに、以上の分析から、休戦協定を「戦闘の一時停止」とし「戦闘再開」を認めた戦前の国際法における伝統的な休戦規則は、国連憲章によって修正され、戦後国際法秩序における休戦協定の機能は国連憲章によって転換を果たしたことが明らかとなった。

(4) 以上の成果に基づき、2014年1月22日には、早稲田大学比較法研究所が主催する公開の研究会にて、本研究の報告を行い、研究者および参加者と議論を行い、有益な示唆を受けた。また、2014年度には本研究の成果を纏めた『現代国際法における国際武力紛争終結の法理』と題する博士論文を上智大学に提出し、博士(法学)の学位を取得した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

Masayuki Hiromi, Act of Partial Revision of the Establishment of the National Security Council of Japan and a Related Act, Waseda Bulletin of Comparative Law, 査読有、Vol.33、2015、133-137

広見 正行、国連憲章における休戦協定の機能変化 挑戦休戦協定を素材として、上智法学論集、査読有、第57巻、2014、293-321

[学会発表](計2件)

広見 正行、紛争後の国家再建における安保理決議の機能と占領法規との関係 イラク占領を中心として、国際法学会、2014年9月21日、新潟朱鷺メッセ

広見 正行、現代国際法における休戦協定の機能、早稲田大学比較法研究所定例研究会、2014年1月22日、早稲田大学早稲田キャンパス9号館5階第一会議室

[図書](計2件)

村瀬 信也・柳井 俊二 他、信山社、国際法の実践、2015、6月刊行(広見 正行、国内紛争における平和維持活動原則の再評価)

江藤 淳一 他、信山社、国際法学の諸相、2015、921-936(広見 正行、国連集団安全

保障に関する国際組織法の規範形成 国連憲章第7章の下における軍事的措置の容認を中心に)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

広見 正行、上智大学提出博士論文、現代国際法における国際武力紛争終結の法理、2014、191

6. 研究組織

(1) 研究代表者

廣見 正行 (HIROMI, Masayuki)
早稲田大学・法学学術院・助手
研究者番号：20707541

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：